

新型コロナウイルス予防対策認定実行委員会設定

新型コロナウイルス予防対策の為に「土産・直売所ガイドライン 兼 チェックリスト」

本ガイドラインは長崎大学に監修を依頼し設定をしたオリジナルの「ガイドライン」となります。

ガイドラインの内容については新型コロナウイルス含む社会情勢の変化をみながら、長崎大学からアドバイスをいただき随時変更していく場合もございます。

事業者の皆様におかれましては、該当する項番並びに項目をご確認のうえ、ご対応・チェックをお願い致します。

項番【1】 □ お客様出入口に関して

※お客様が出入りされる出入口、玄関、エントランス、扉等がある場合

- ①お客様用の入口及び施設内の複数人が触れる可能性のある場所に、手指の消毒設備の設置を行う
- ②入場・入店の際は、マスクの着用をお願いし、施設の構造等、やむを得ない場合を除いては、原則体温チェックを行う（体温 37.5℃以上あった場合は、入場・入店を控えていただく）。なお、その際はセルフチェックも可とする
- ③人の入れ替わりが多い時間帯を中心に、定期的な換気を行う。常時換気が可能な場合は常時換気を行う  
（例：窓の定期的な開放/常時換気扇使用）
- ④人の入れ替わりが多い時間帯を中心に、定期的な清拭消毒を行う。特に共用部分における複数人が触れる場所については頻繁な消毒を行う  
（共用部分例：出入口の扉/出入口周辺の手すり/ドアノブ 等）
- ⑤感染症予防の方法を記したポスターなどを掲示し、対策を励行する  
（例：せきエチケット/マスク着用/三密を避ける/手洗うがい/手指消毒/新型コロナウイルス接触確認アプリ等）

項番【2】 □ レジ・案内窓口周辺に関して

※金銭やクレジットカードの受け渡しをする場所がある場合

- ①レジ等の人と人が対面する場所ではアクリル板・透明ビニールカーテンを設置する等、飛沫感染防止策を講ずる
- ②支払い時の感染対策として、キャッシュレス決済の導入または金銭等の受け渡しをキャッシュトレーを通じて行う
- ③レジ周辺で使用する備品については利用ごとに消毒を行う  
（例：クレジットカード読み取り機/キャッシュトレー/レジ台/ペン類/タッチパネル等）

- ④グループ間距離を確保(ディスタンス)する  
(例：列に並ぶお客様の数を制限する/グループ間は離して座らせる等)
- ⑤パンフレット等の受け渡しは原則回避し、希望者はご自身でお取りいただく環境整備を行う

**項番【3】**  **自動販売機・券売機**

**※自動販売機や券売機等がある場合**

- ①人の入れ替わりが多い時間帯を中心に、自動販売機や券売機のボタンやつり銭レバー、各種カバー等、人の触れるところを定期的に消毒している

**項番【4】**  **土産物店での対応**

**※土産物や農産物の販売を行っている場合**

- ①人の入れ替わりが多い時間帯を中心に、定期的な清拭消毒を行う。特に共用部分における複数人が触れる場所については頻繁な消毒を行う  
(例：商品陳列棚/買い物かご/カート/冷蔵庫取手/宅配受付周辺備品/ペン等)
- ②人の入れ替わりが多い時間帯を中心に定期的な換気を行う。常時換気が可能な場合は常時換気を行う  
(例：窓の定期的な開放/常時換気扇使用)
- ③商品（土産物や農産物等）にはむやみに触れないよう、お客様へ掲示などで注意喚起を行う

**項番【5】**  **トイレに関して**

- ①トイレ設備は正常に機能している
- ②固形せっけんではなく液体せっけんやアルコール消毒等を設置している
- ③トイレは清掃と消毒を1日に最低3回以上実施している  
便器については次亜塩素酸ナトリウムもしくは界面活性剤を用いた清掃を行う
- ④トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ⑤ハンドドライヤーの使用を中止し、共通のタオルの利用は禁止する
- ⑥常時換気をオンにしておくなど換気に留意する

**項番【6】**  **事務室に関して**

**※事務室等、事務作業を行うスペースがある場合**

- ①事務所出入口に手指の消毒設備の設置を行う
- ②2方向の窓を全開にする等、換気強化を行う。常時換気が可能な場合は常時換気を行う。  
(例：窓の定期的な開放/常時換気扇使用)
- ③従業員間において感染症の最新情報等の情報共有ができる環境整備を行う（紙面での掲示等）

**項番【7】**  **従業員、スタッフに関して**

- ①衛生管理の責任者を設けている(指示系統の確認)
- ②従業員に対して、体調が悪いと感じた場合は、まずは、休むということを徹底する(環境を整える)
- ③従業員に対しての検温、体調不良者の確認を行い、長崎県が推奨する「N-CHAT (健康管理アプリ)」等を用いて従業員の健康を管理している
- ④従業員に感染症の濃厚接触者が出た場合の2週間の健康観察期間を設けている  
※独自の規定がある場合はこの限りではありませんが、確認をさせていただきます
- ⑤ユニフォームや衣類は衛生面に注意し、毎日洗濯する。毎日洗濯できないユニフォームやスーツについては、消毒用アルコールの噴霧(約20センチの距離からまんべんなく3回スプレー)で除菌する
- ⑥手洗いや手指消毒、マスク着用の徹底を図る
- ⑦従業員間において感染症の最新情報等の情報共有ができる環境整備を行う(紙面での掲示等)
- ⑧休憩室では、従業員間の三密を避ける。食事を一緒に取る際は、大声での会話及び飲食時(マスク未着用時)の会話は控える
- ⑨厚生労働省が推奨する新型コロナウイルス接触確認アプリの案内をしている
- ⑩保健所が行う疫学調査の結果、従業員の感染が判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力を行い、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じる

**項番【8】**  **清掃・消毒に関して**

**※清掃作業を行う場所やスペースがある場合**

- ①共用部分のゴミは定期的に回収している
- ②ゴミを処理時、及び清掃時にはマスクと手袋を着用し、袋に密閉してから捨てている
- ③ゴミを処理した後は手洗い、消毒を行っている
- ④使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒を行う。清掃に用いるタオルの使いまわしは避ける。
- ⑤使い捨てマスクは燃えるゴミへ捨てる

**項番【9】**  **新型コロナウイルス疑い例(※)のお客様が発生した場合の対応に関して**

**※体調不良/新型コロナウイルス疑い例**

体温が37.5度以上/息苦しさや強いだるさ/高齢者や基礎疾患のある人で発熱や咳など軽い風邪症状がある/軽い風邪症状が続く/味覚障害/嗅覚障害 等

- ①疑い例のお客様が来館した際には、ご入場(来館)を控えていただくように案内を行う(書面の掲示等でも可)
- ②疑い例のお客様が触った恐れがある個所や滞在した可能性のあるエリアはアルコール消毒を行う
- ③保健所が行う疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力を行い、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じる

**項番【10】**  **取引先に関して**

- ①入館時（納品時）に必ずアルコール消毒を行う
- ②入館時（納品時）に体温チェックを求める（体温が37.5度以上あった場合、入館を禁じる）
- ③対面における不要不急な営業活動は極力断る（電話・メールによるやり取りを推奨する）

**項番【11】**  **情報発信に関して**

- ①セーフティーポスター/ステッカーを施設内の見えやすい場所に掲示する  
もしくはチラシサイズで準備をし、掲示もしくは配布できるようにする
- ②感染予防対策への取り組みを施設公式HPへ記載する（公式HPがない場合は問題なし）